

# 令和元年度 第10回吹田市建築審査会議事録

開催日時 令和2年2月19日(水)午後2時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 稲田会長 澤田職務代理 井上委員 山口委員 大影委員

## 建築審査会次第

### 1 議案審議

議案第21号

### 2 報告事項

### 3 その他

会長 7名中5名の出席となるため、会議は成立しております。本日の議事録の署名は、山口委員、井上委員にお願いします。それでは、事務局の方より、第21号議案の説明をお願いします。

#### 第21号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第2項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 法第42条道路は着色部分のみですか。

事務局 着色しているところから北側、西側に道路が続いています。

委員 空地は申請地の北側で行き止まりになっているのですか。

事務局 北側の道路に通り返ることが出来ます。

委員 なぜ今回の適用条件は通り返けではなく行き止まりなのですか。

事務局 申請地前の空地は北側に続いています。北側の道路に接続する手前で調査に時間を要する部分があり、行き止まりの適用条件を選択しても予定建築物の規模等に支障がないため、申請者が行き止まりを選択したものです。

委員 今回の申請者は2階建てを予定していますが、3階建てを希望する申請者が出てきた場合はどうなりますか。

事務局 通り返けを適用条件とする必要があるため、北側空地について調査した後に申請を行っていただくことになります。

委員 空地は全て公的管理となっていますが、管理をしている道路部局は将来4mの  
通路に拡幅するために後退した部分を引き取らないのですか。

事務局 申請者に寄付の意向があり、道路部局との協議が整えば引き取る可能性はあり  
ますが、寄付の意向は確認しておりません。

委員 空地の間口部分は3.7mの記載がありますが、将来4mに拡幅される見込み  
はありますか。

事務局 現時点では拡幅することは難しいと思います。

委員 空地から南側の公園に通り返けることはできますか。2方向避難が確保できそ  
うですか。

事務局 南側の公園に通り返けることができます。避難も可能と思われます。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第21号について決議  
を取ります。皆様、同意ということによろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

事務局

報告事項 法第43条第2項第2号許可 1件
-----------------------

事務局 次回は3月24日（火）午後2時00分から特別会議室で開催を予定していま  
す。

会長 それでは、以上をもちまして第10回建築審査会を終了いたします。本日はあ  
りがとうございました。